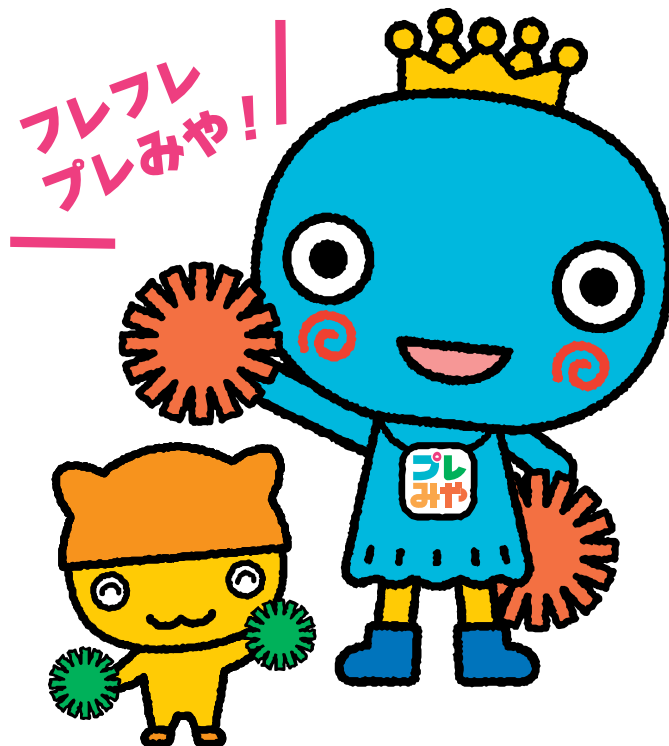


中学校部活動の地域展開  
「プレみや (PLAY NISHINOMIYA)」  
ロゴマーク使用マニュアル



文化スポーツ課

# 目次

○はじめに	P. 1
①ロゴマークの使用について	P. 2
②使用許可基準と許諾料	P. 3
③使用申請の手続き	P. 10
④許諾期間と使用変更・使用追加の手続き	P. 13

令和7年10月1日作成

# はじめに

## 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークについて

西宮市では、「プレイ」（「楽しむこと」、「やってみたい」）をコンセプトに、子供から大人まで幅広い世代が自ら主体的に選択し、「西宮での活動を楽しめるように」との思いから「プレみや」（プレイにしのみや）として地域展開を進めております。

「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークは、令和3年4月1日に就任した、西宮市の公認キャラクターである「みやたん」とコラボし、誕生しました。

キャラクターデザインは、西宮在住の“ハッピークリエイター”「たかい よしかず」氏によるものです。

## ① 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク使用について

「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークは西宮市の部活動地域展開のロゴマークとして適正な管理をするために使用基準を設けております。

「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク商品、地域活動、商業広告・公共広告などへのご利用にあたっては、仕様基準に沿って、適切にご利用ください。

「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの使用は有償による使用と無償による使用とに区別されますが、いずれの場合にも、申請をして頂く必要がありますので、有償用または無償用の申請書を提出してください。

なお、放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道目的に使用する場合及び西宮市役所（西宮市が構成団体となっている実行委員会等を含む）の発行物の場合は、申請は不要です。

この使用基準は、「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク、「名称」「デザイン」のいずれにも適用されます。

### 無償使用と有償使用について

#### ● 無償となる場合

以下の場合は無償となります。

団体等	使用目的
国、地方自治団体、その他公共団体	公共または公共用に使用するとき。
自治体、その他の公共団体等	公益的な活動に使用するとき。
プレみやクラブ団体	部活動地域展開の推進を計るために使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	報道目的に使用するとき。
出版社、旅行会社等	市への誘客効果が期待できるとき。
西宮市内の団体（※）	特定の団体や商品を推奨するものでなく、無償とすることが適当であると認めるとき。
その他	西宮市のPRに資するなど、公益上の観点から無償とすることが適当であると認めるとき。

※使用する媒体・内容等から総合的に判断します。

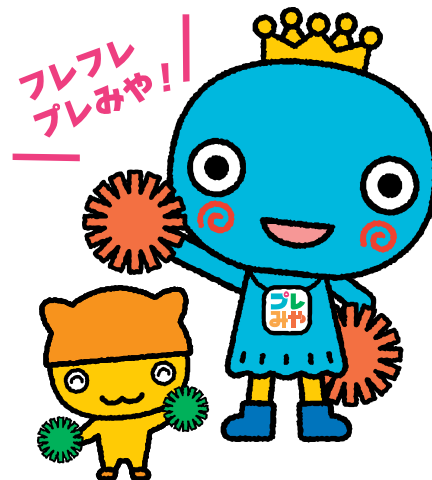
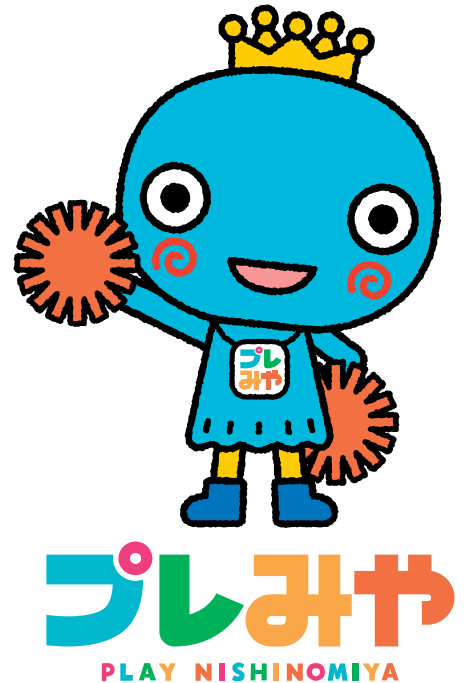
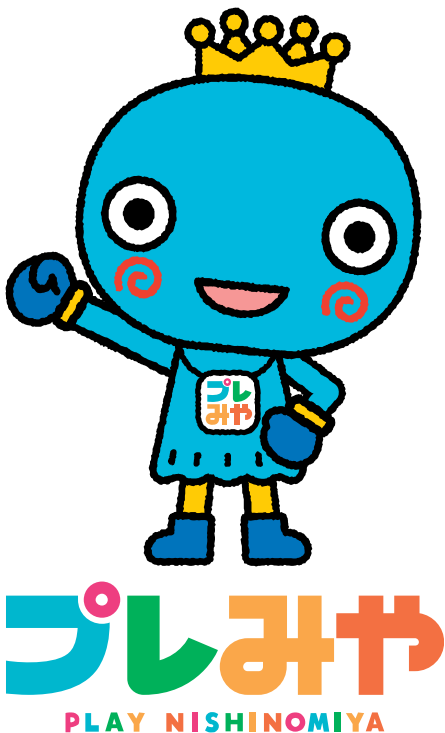
## ● 有償となる場合

上記以外は（営業目的での生産販売など）すべて有償となりますので、使用許可基準をご参照の上、提出する申請書にて、その旨の選択と必要事項の入力をお願いします。

## ② 使用許可基準と許諾料

### ● 使用できる図形

使用できる「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形は、次のとおりです。ロゴマークの表示色は、マニュアルで指定された指定色のみです。





## ● 表示方法

「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク「イラスト使用ポリシー」をご理解の上、表示願います。

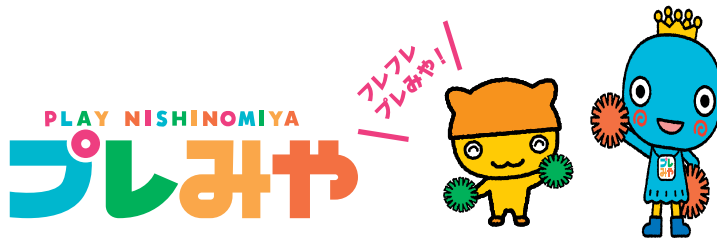
1. 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの使用にあたっては、許諾時にお渡しする「デザインマニュアル」をご覧の上、必ずデザインマニュアルのイラストをご使用ください。(P. 8「使用できない場合」もご参照ください)。
2. 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークを使用する際の背景については、特に指定はありませんが、「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークと色みや図柄、文字が一体化しているようにみえてしまうものを背景とすることはお控えください。
3. 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークや文字などを隣接して掲載したい場合は、原則として既に組み合わせられているものを使うこととし、それぞれの単体版を独自に組み合わせることはお控えください。また、独自のロゴマークやデザイン等を間に挟むなど、誤認や混同を招くような補油時もお控えください(ただし、背後の模様が単なる背景として認識できる場合には可)。
4. 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークと「許諾番号」の表示が必要です。
  - (1) 誤認混同をさける為、キャラクターと同一紙面上「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの表示をしてください。
  - (2) キャラクター使用許諾時(使用許諾契約の締結時)に発行する「許諾番号」を同一紙面上に表示してください(ただし、写真使用、西宮市役所発行物の場合は省略可)。

- ・有償→（有）第 20〇〇〇〇〇〇〇号
- ・無償→（無）第 20〇〇〇〇〇〇〇号

(3) 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークと「許諾番号」の表示場所は特に定めておりません。ただし、「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークは、「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークのイラスト周辺に表示してください。上下左右いずれでも OK です。「許諾番号」はフォントサイズを小さくして表示してください（例 3 参照）

- 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの表示は、ロゴ以外で表示していただいてもかまいません（例 3 参照）。
- 有償利用の場合は著作権表示「©たかいよしかず」を同一紙面上に必ず表記してください。（例 3 参照）
- 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークに「吹き出し」言葉を使うことは可能です。但し、「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの吹き出し言葉として適切でない内容であると判断した場合はお断りする場合があります（例 4 参照）。

### 【例 1】NG パターン



×組み合わせや角度、縦横比を変更しての表示



×色味の変更

# プレイにしのみや

PLAY NISHINOMIYA

×デザインの改変



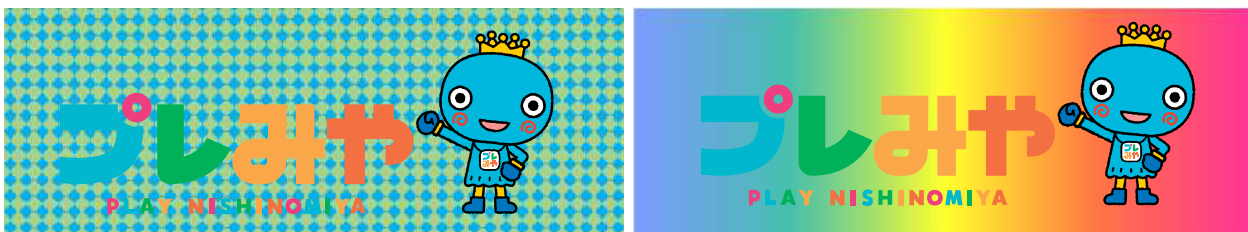
×デザインの一部を使用



×別のデザインとの組み合わせ



×文字や別デザインで、デザインの一部が隠れる



×色味や図柄、文字が一体化しているように見えてしまう背景

【例2】単体版の組み合わせ例



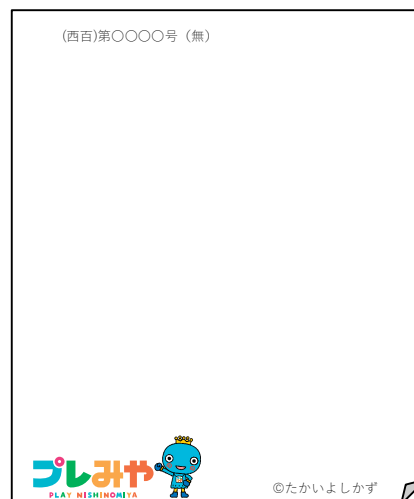
文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章  
 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章  
 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章  
 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章  
 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章 文章



文章など、一目でロゴマークやキャッチフレーズと別のものであることが分かるものを挟み、各デザインの表示位置も隣接していない

【例3】

◆「許諾番号」及び著作権表示は同一紙面上で目視確認が可能である場所であればどこでも表示可能です。

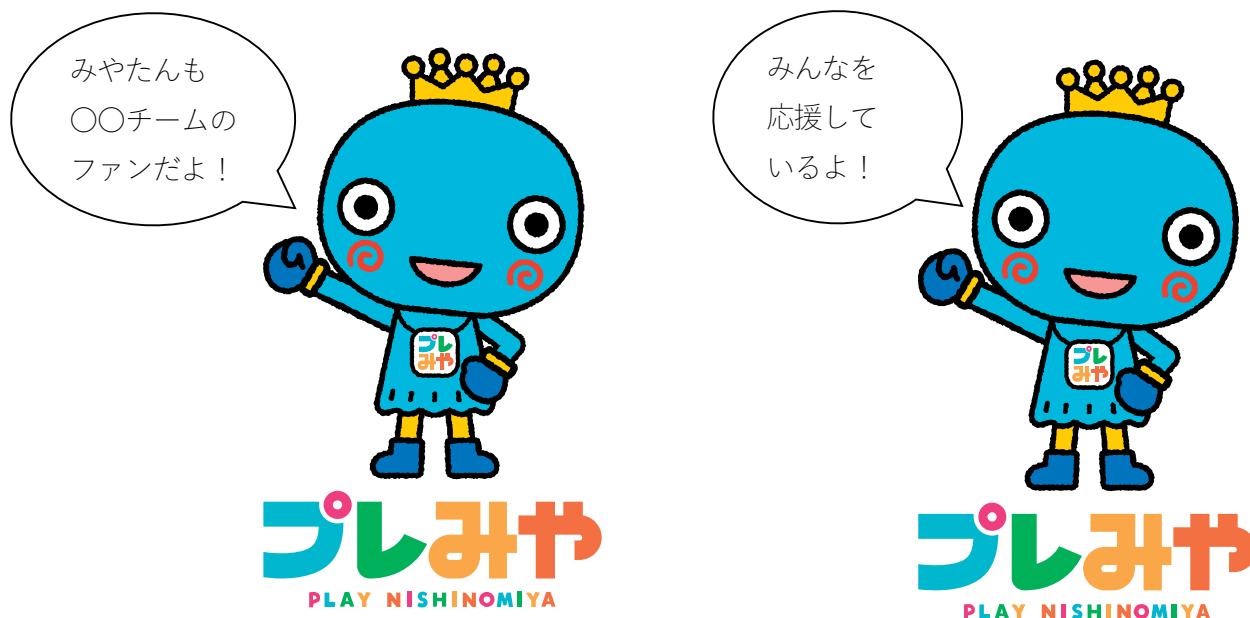


表示例 (デザインと隣接、デザインと分離 どちらでもOK)

## 【例4】

◆「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの吹き出し言葉として適切でないと思われる内容はNG

×NG例



## ●使用できない場合（使用許可の制限）

・「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークのキャラクター使用に関して次に該当する場合は、使用の許可をいたしません。

- (1) キャラクターの使用によって誤認または、混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動に使用するとき。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）。
- (7) 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業所に該当する者が利用するとき。

- (8) 使用する内容が西宮市広告掲載基準第5条に定める掲載基準に満たないとき。
- (9) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認めるとき。
- (10) その他、キャラクターの使用が適当でないとき。

#### ・デザインにおける使用禁止例（「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークデザインマニュアルより）

- (1) たて・横比率が変わるなど、「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形が変形しているもの。
- (2) 体や王冠など、「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形の一部を省略又は変形しているもの。
- (3) 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの周りに、別の図形を置いているもの（ただし、背後の模様が単なる背景として認識できる場合には可）。
- (4) 指定色以外を使うなど、「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形の色を変えているもの。
- (5) 顔の一部など、「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形の一部しか使用していないもの。
- (6) 「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形の一部が別の図形などで隠れているもの。
- (7) 立体物について、その表現が「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの図形の立体物と認められないもの。

### ● 使用権の設定契約（有償使用の場合）

「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの使用が有償となる場合は、西宮市が「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの使用権の管理を委任している一般社団法人にしのみや観光協会と使用権の設定契約を締結する必要があります。

### ● 使用許諾料

「プレイみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークの使用が有償となる場合には、次に掲げる使用許諾料が必要となります。

#### 1. 使用許諾料

販売価格の4%

## 使用許諾料の算出方法

$$\boxed{\text{販売小売価格（消費税含む）} \times \text{予定生産数} \times 4\%}$$

※原則は上記の算出方法で使用許諾料を計算しますが、商品種別または商品製造方法等により、上記算出方法が適用されない場合には、別途個別に使用許諾料を決定させていただくことがあります。

## 2. 使用許諾料の納入

使用許諾料は、指定に期日までに、一般財団法人にしのみや観光協会が指定する口座へ振り込んでください。この場合の振込み手数料は使用者負担となります。

なお、納入いただいた使用許諾料は、理由のいかんを問わず返金いたしません。

## ●完成品の提供（有償使用の場合）

有償使用の場合、販売を開始するに先立ち、著作物の品質保持・管理のために、完成品を種類ごとに事前に一般社団法人にしのみや観光協会に提出してください。

## ③ 使用申請の手続き

前提として、本マニュアルの内容を十分に理解し、ご申請ください。

### 1. 必要書類

申請の際はロゴマーク等を「何」に使うかを具体的に提示していただく必要があります。

申請様式2の「制作物リスト」に記載する内容が具体的に決まった段階で申請を行ってください。1回の申請で複数の制作物を一括して申請できます。

(1) 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマークに関する申請書

(申請様式1) ※2回目以降の申請では省略可能

(2) 「制作物リスト」(申請様式2)

※有償かどうかの判断は本マニュアルP2をご参照ください。

また、無償を選択された場合でも、西宮市が「有償が妥当」と判断する場合がありますが、その際は通知を送付する前に確認の連絡をさせていただきます。

(3) その他、各様式で指定される添付書類（必要な場合のみ）

## 2. 宛先

以下のとおり、電子メールにて必要書類を提出のこと。

件名： 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク使用申請

本分： 不要

宛先： k\_shatai@nishi.or.jp

## 3. 西宮市からの返送物

### (1) 許可の場合

以下をメールで送付

- ・ 利用許諾書（許可制作物一覧）
- ・ 「作成物リスト」（申請様式2）
- ・ （一部不許可の場合）不許諾通知書（不許可制作物一覧）
- ・ デザインマニュアル

### (2) 不許可の場合

以下をメールで送付

- ・ 不許可通知書（不許可制作物一覧）

## 4. （有償使用時）にしのみや観光協会からの返送物

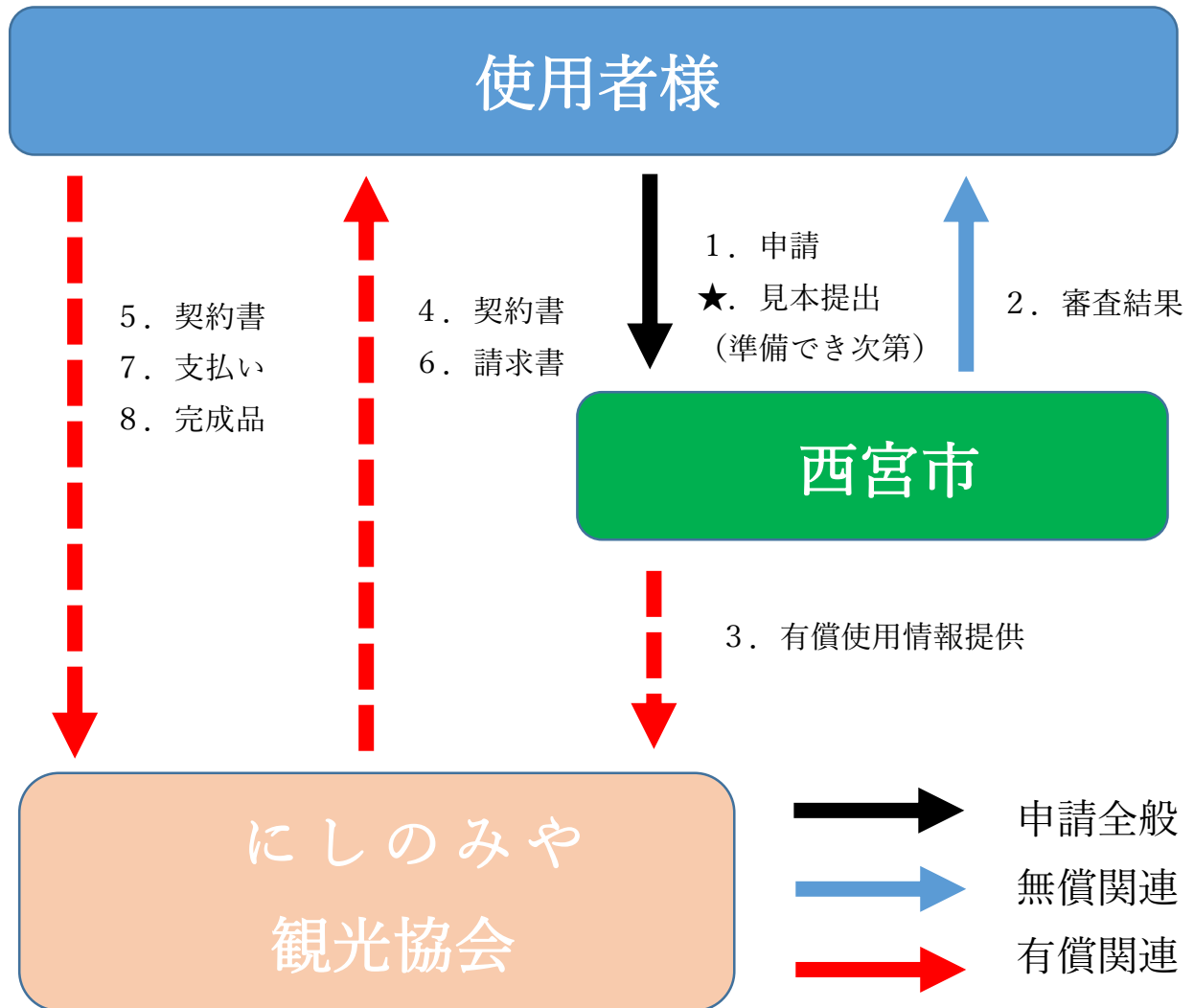
有償使用の案件があり、かつ許可された場合、

3. の書類に加えて、にしのみや観光協会から以下を郵送で送付

- ・（有償使用件数文）使用権設定契約書（許可時）
- ・（有償使用件数文）請求書（契約後）

## 【申請の概略図】

申請より使用権設定契約の締結（または使用許諾の通知）まで1～2週間程度を要します。



※1. 有償時は、にしのみや観光協会とのやり取りが発生しますが、申請（変更含む）は西宮市宛てのみで構いません。必要な情報を西宮市からにしのみや観光協会に展開いたします。

※★. 見本段階でのデータ提出は、無償と有償を問わず、西宮市に送付してください。提出のタイミングは2.以降であれば準備でき次第で構いません

※8. 完成品の提供は、有償時のみで、宛先はにしのみや観光協会になります。

- ・本マニュアルや取扱い規定に記載の遵守事項をお読み頂き、正しくご利用ください。
- ・申請書に記載の添付書類もお忘れなきよう、お願いいたします。特に、食品を扱う場合は、複数の添付書類が必要になりますので、ご注意ください。

## ④ 許諾期間と使用変更・使用追加の手続き

許諾期間は、特に定めのない。

下記の事由等が発生した場合には変更または追加申請が必要になりますので、有償・無償問わず、下記のとおり申請書等をご提出ください。なお、有償使用に関わる変更や追加があった際は、さらに使用権の設定契約や許諾料の支払いが発生することがあります。

### ○変更・追加申請が必要となる場合（無償・有償使用共通）

#### 1. 申請様式2で申請した内容に変更または追加があるとき。

例：

- ・制作物の種別が予定から変更になった
- ・新たな制作物を予定している
- ・許諾期間内に生産予定数を追加する※1
- ・販売小売価格を変更する※2

#### 2. その他当初許諾内容に変更があったとき

申請書類：・使用許可時に西宮市が送付した「制作物リスト」（申請様式2）に修正・追加を加えたもの

- ・「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク通常使用権設定契約書(有償用)の写し
- 宛先等：以下のとおり、電子メールにて必要書類を提出のこと。

件名： 「プレみや(PLAY NISHINOMIYA)」ロゴマーク 変更申請

本文： 変更の概要と変更理由、現在の在庫数（その他の挨拶等は不要です）

宛先： k\_shatai@nishi.or.jp

（西宮市役所 文化スポーツ課）

※1 有償使用で在庫分の価格を変更して引き続き販売する場合は、変更申請書を提出の上、使用許諾料の差額分を追加でお支払いください（ただし、値下げによる差額分の使用許諾料は返金いたしません）。

※2 ただし、有償使用で在庫分の価格を変更して引き続き販売する場合は、許諾期間終了後であっても、変更申請書を提出の上、使用許諾料の差額分を追加でお支払いください（ただし、値下げによる差額分の使用許諾料は返金いたしません）。